

基発0428第1号
平成23年4月28日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

緊急作業に従事した労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務による
被ばく線量に係る指導について

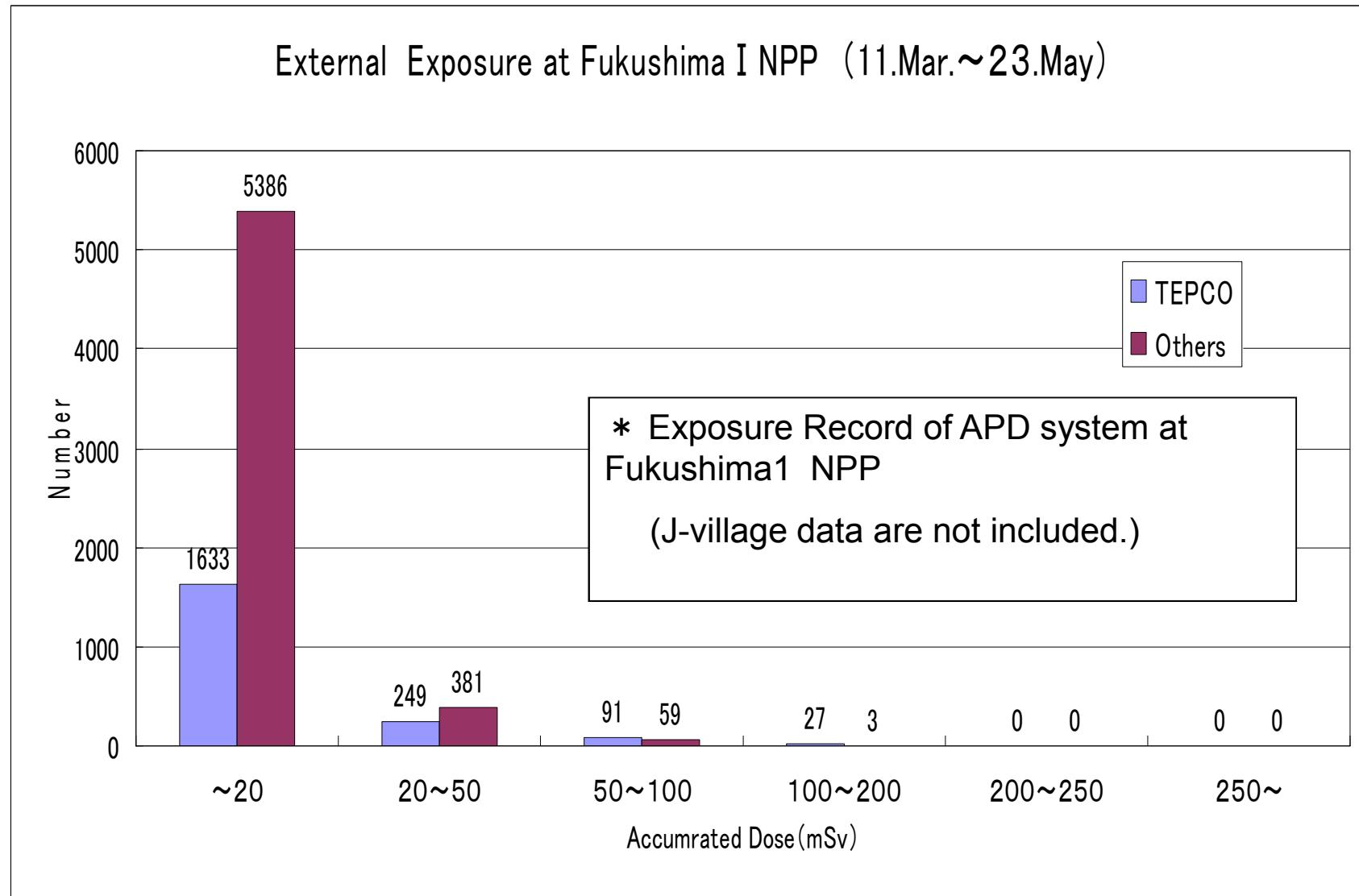
平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令により、福島第一原子力発電所において、特にやむを得ない緊急の作業に限って、緊急作業時における被ばく限度を100mSvから250mSvへと引き上げ、電離放射線障害防止規則第1条の基本原則を踏まえて、平成23年3月15日付け基発0315第7号の記の第2に細部事項を示したところであるが、福島第一原子力発電所における特にやむを得ない緊急作業に従事させた労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務による被ばく線量に係る指導について、下記のとおり示すので留意されたい。

記

1 福島第一原子力発電所における特にやむを得ない緊急作業による被ばく線量が100mSv以下の労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務への従事については、当該緊急作業に従事した期間を含む5年間における当該放射線業務従事者の被ばく線量の総量が100mSvを超えないようにその低減化を図るよう指導すること。

なお、これは、福島第一原子力発電所における特にやむを得ない緊急作業を含む被ばく線量の総量についての取扱いであり、緊急作業以外の放射線業務のみでの被ばく線量が1年間につき50mSvを超えた場合には法令違反となることについては変更はないこと。

2 福島第一原子力発電所における特にやむを得ない緊急作業による被ばく線量が100mSvを超えた労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務への従事については、当該緊急作業に従事した期間を含む5年間の残りの期間について、それ以上被ばくさせないよう指導すること。



経済産業省

平成 23・05・25 原院第 1 号
平成 23 年 5 月 25 日

東京電力株式会社
取締役社長 清水 正孝 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭
NISA-168d-11-5
NISA-326d-11-2

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の放射線管理に対する評価結果について（指示）

平成 23 年 4 月 27 日に貴社から実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 13 年経済産業省告示第 187 号。以下「線量告示」という。）に規定する線量限度を超えて作業を行っていた者がいた旨の報告を受け、原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、「福島第一原子力発電所の放射線業務従事者の線量限度を超える被ばくに係る原因究明及び再発防止対策の策定等について（指示）」（平成 23 年 4 月 27 日付け平成 23・04・27 原院第 4 号）を指示しました。これに対して、同年 5 月 2 日及び 5 月 11 日に貴社から「福島第一原子力発電所の放射線業務従事者の線量限度を超える被ばくに係る原因究明及び再発防止対策の策定等について」の報告があり、当院は、当該報告について評価を行いました。

この結果、次の①から③までの実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「炉規則」という。）及び線量告示に抵触する事実があったことは遺憾であり、当院は、貴社に対して、厳重に注意します。

①福島第一原子力発電所の免震重要棟において、炉規則及び線量告示に規定する放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度（ヨウ素131において0.001ベクレル／立方センチメートル）を超えていたにもかかわらず、適切な防護装備を実施させなかつたこと。

②同発電所において、女子従業員2名が線量告示に規定する線量限度（5ミリシーベルト／3か月）を超えていたことに加え、放射線業務従事者ではない女子従業員5名が、管理区域に設定しなければならない場所において、作業を行っていたことは、炉規則に抵触しており、また、これらの者のうち2名が公衆の線量限度（1ミリシーベルト／年）を超過していたこと。

③福島第二原子力発電所の建屋外において、同年3月14日から4月21日まで線量告示に定める管理区域の設定基準値（1.3ミリシーベルト／3か月）を超えていたにもかかわらず、線量について管理していなかつたこと。

さらに、当院は、貴社に対し、従業員の労働安全、健康管理及び生活改善について、放射線業務従事者の放射線管理が適切になされる観点から、更なる改善に努めるとともに、放射線業務従事者の放射線管理を適切に行い、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において、保安規定を遵守させるため、下記の対策を講じることを求めます。

記

1. 作業現場の放射線量の事前測定及び作業の監督が適切に行われるよう、放射線の測定等を行う者を増員する等体制の強化を行うこと。
2. 作業を行う従業員全員に着用できる十分な数の個人線量計を確保すること。
十分な数の個人線量計が確保できるまでの間、放射線量を管理すべき場所において、代表者のみに個人線量計を携帯させる場合は、放射線量を管理すべき場所内の放射線量が同等であることをあらかじめ確認している現場に限ること。
3. 被ばく線量の評価が完了していない従業員の評価を速やかに行うとともに、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の原子炉施設保安規定によって3か月に1回行うこととされている内部被ばく評価を早急に確實に実施すること。

4. 貴社の社内規程において定められている放射線業務従事者の登録に必要な健康診断を速やかに実施させること。
5. 放射線業務従事者の線量管理を確実に行うため、早急に線量管理に関するシステムを復旧させ、財団法人放射線影響協会放射線従事者中央登録センターへの登録を確実に行うこと。
6. 平成23年5月11日に当院に報告された女子の放射線業務従事者の数に関する再調査については、その調査方法が適切なものではなかったことから、今後、再発しないように適切な調査が実施されるよう対策を策定すること。
7. 放射線業務について、法令に抵触する事象があった場合には、速やかに当院まで報告を行うこと。